

第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年6月19日（金）

15時45分～

会 場 7階研修室

1 新型コロナウイルス感染症に伴う本市の対応について

2 その他

移行期間(ステップ②～)における福島市の対応(案)

令和2年6月19日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 緊急事態宣言の解除後も気を緩めることなく、感染拡大防止の取組を徹底する
- ② 社会経済活動の回復に向けて段階的に活動を拡大する
- ③ 新しい生活様式の定着を図りながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 「新しい生活様式」の定着等に向けた協力要請等

県の協力要請を市民に周知する。

i 日々の暮らしの感染防止対策

ii 職場における感染防止対策

iii 移動に関する感染防止対策

・県外との往来は、移動先(地域)の感染状況を確認し、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。

・継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合や、そうした地域から家族が帰省する場合等には、移動後2週間の行動歴を記録するなど、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

～「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P2参照

iv 感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、県と連携し、市民、施設管理者及びイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P2参照

3. 学校の対応

- ① 6月8日からは、3密を防ぐ等、感染症予防対策を講じたうえで通常授業を実施。部活動についても、制限を設けながら段階的に実施する。
- ② 他の都道府県等に移動する校外学習や宿泊を伴う学校行事等、県が指針の中で感染リスクが高い学習活動として示したものについては、今後の感染の状況を確認し、慎重に再開する。
- ③ 臨時休業によって実施できなかった授業時数を確保し、児童生徒の学習の充実を図るため、本年度に限り、夏季休業期間を短縮し、8月8日～8月21日の14日間とする。

4. 幼稚園の対応

- ① 市立幼稚園は6月15日から、3密を防ぐ等、感染症予防対策を講じたうえで通常保育を実施。
- ② 臨時休園によって実施できなかった教育日数を確保し、園児の教育活動の充実を図るため、本年度に限り、夏季休業期間を短縮し、8月1日～8月21日の21日間とする。

5. 保育所・認定こども園の対応

- ① 市立保育所・認定こども園については引き続き、3密を防ぐ等、感染症予防対策を講じたうえで開園する。
- ② 私立認可保育所・認定こども園等・認可外保育所についても、市立と同様の対応を依頼。
- ③ 市立認定こども園(1号認定児)については、臨時休園によって実施できなかった教育日数を確保し、園児の教育活動の充実を図るため、本年度に限り、夏季休業期間を短縮し、8月1日～8月21日の21日間とする。

6. 市有施設の取扱い

- ① 市有施設の利用に当たっては、利用施設に応じ、手洗いや手指の消毒、マスク着用など、感染防止対策を徹底する。
- ② 入場制限など、施設の利用に制限が伴う場合は、利用者への周知を徹底する。
- ③ イベント等に係る新規の予約受付は、7. イベント等の取扱いと合わせ段階的に緩和する。

7. イベント等の取扱い

- ① 全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を協力要請。
- ② イベント等を開催する場合には、下記のとおり「3密」にならないよう適切な感染防止対策を講じたうえで行うよう依頼する。
- ③ イベントの主催者等は、あらかじめ感染症が発生した場合の参加者への対応を検討するなど(参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など)、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

【6月19日～7月9日まで】

- ・屋内、屋外ともに1,000人以下
- ・屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数とすること。
- ・屋外にあつては人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
- ・密閉された空間での大声の発声、歌唱、近接した距離での会話を伴うイベントへの慎重な対応

【7月10日～7月31日まで】

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下
 - ・屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数とすること。
 - ・屋外にあつては人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
- ④ 市主催のイベントについても、①～③の内容に沿って対応する。
 - ⑤ 人数の管理が困難な行事については、地域で行われる盆踊り等、広域的な人の移動が見込まれない行事であつて、参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずること。

祭り、花火大会等、広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P2、11～14参照

8. 緊急支援策第5弾の実施

「新しい生活様式」の定着を進めながら、今後も気を緩めることなく、感染防止と社会経済活動の回復の両立を図るため、段階的に活動を拡大していく方針のもと、国や県の動向を踏まえ、引き続き感染防止対策、市民生活支援、地域経済対策の3本を軸に、第5弾の緊急支援策を実施する。

1 福島市の感染者等の現状について

項目	現状	備考
①患者数	20人 (入院中2人、退院18人)	R2.6.18現在 R2.6.18判明(1名)
②帰国者・接触者 外来受診者数	601人	R2.6.17現在
③PCR検査実施数 結果	730人※ 陽性20人 陰性710人	R2.6.18現在 ※ 検査数に退院 のための検査は含 まれておりません。

2 相談状況

(1) 相談窓口別対応状況（～R2.6.17）

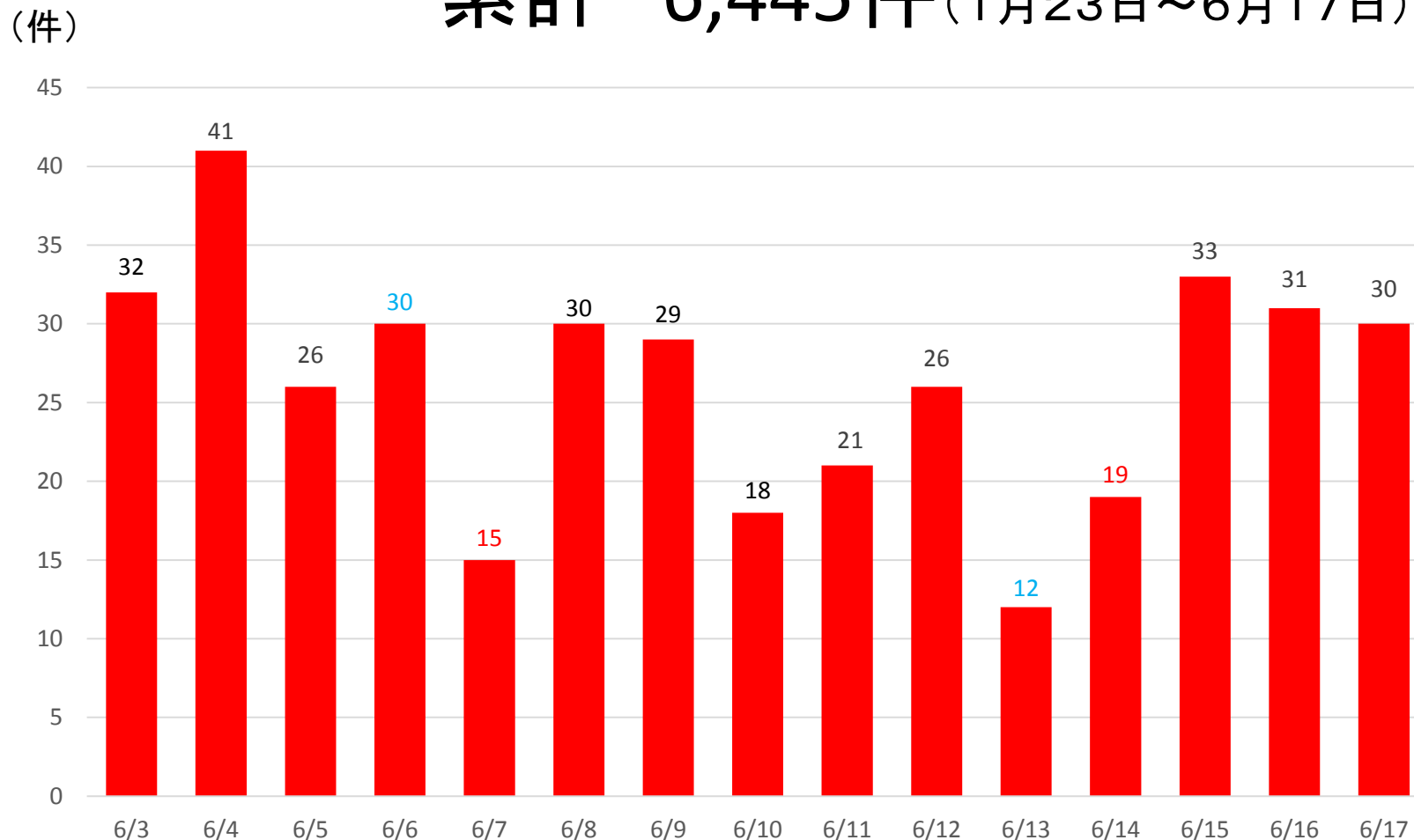
相談窓口	市民	病院	計
新型コロナウイルス感染症に関する相談専用電話 ※ (令和2年2月5日開設)	3, 297	104	3, 401
帰国者・接触者相談センター (令和2年2月7日開設)	2, 820	224	3, 044

※ 2月4日以前に受けた新型コロナウイルス感染症保健所相談電話も含む
なお、4月21日から「一般相談(コールセンター)」として県内一括で業務を委託。

2 相談状況

(2) 市民等からの相談対応状況

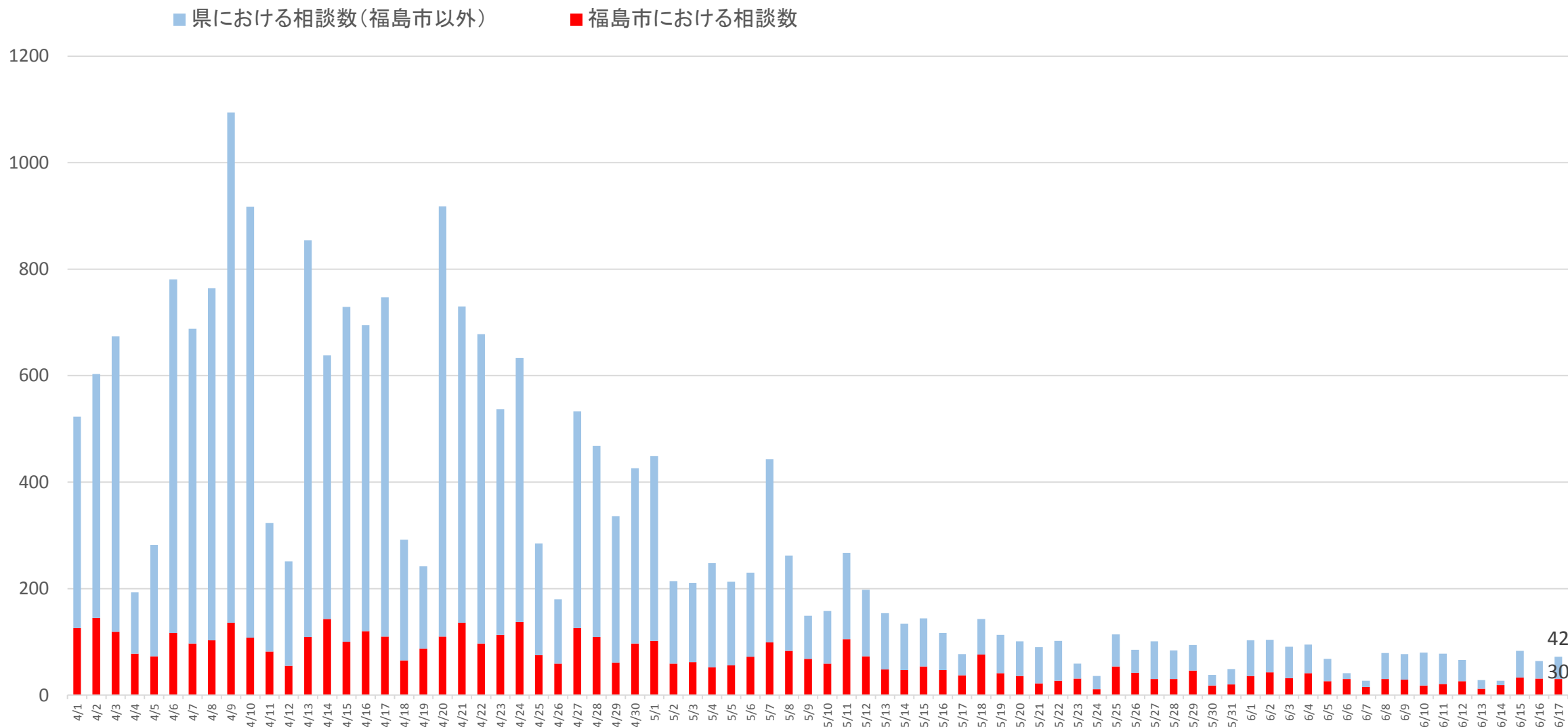
累計 6,445件 (1月23日～6月17日)



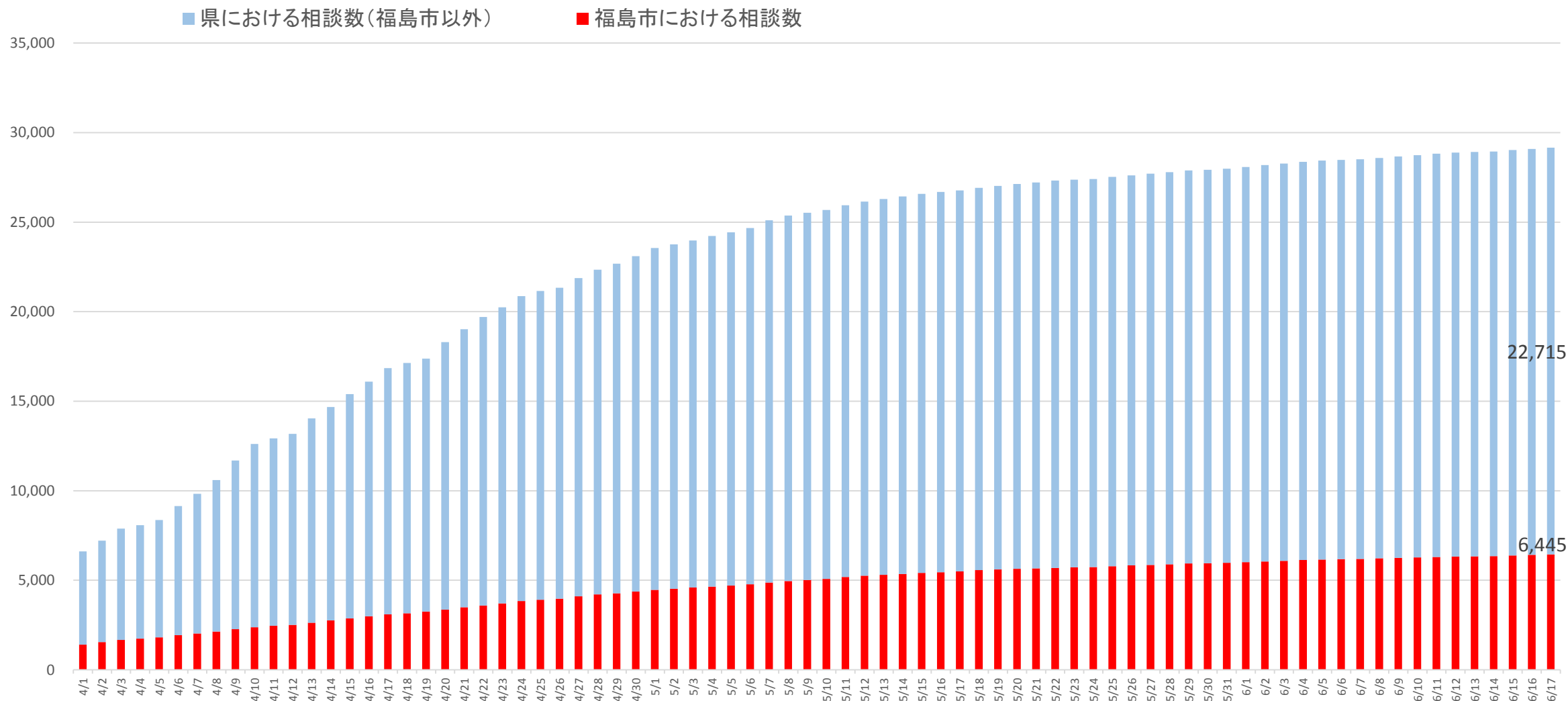
【主な相談内容】

- 自身の健康相談について
- PCR検査の実施について

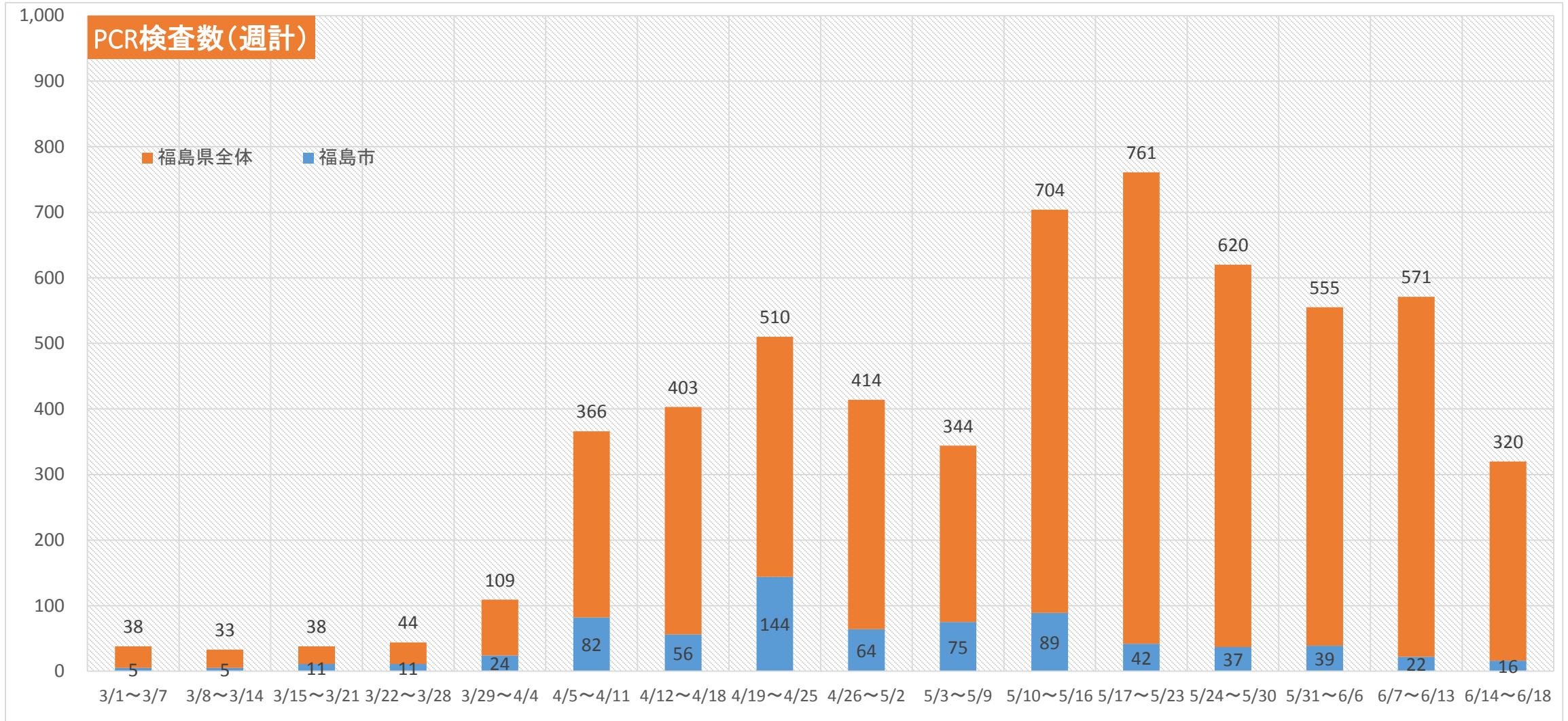
3 相談件数の推移(日計)



3 相談件数の推移(累計)



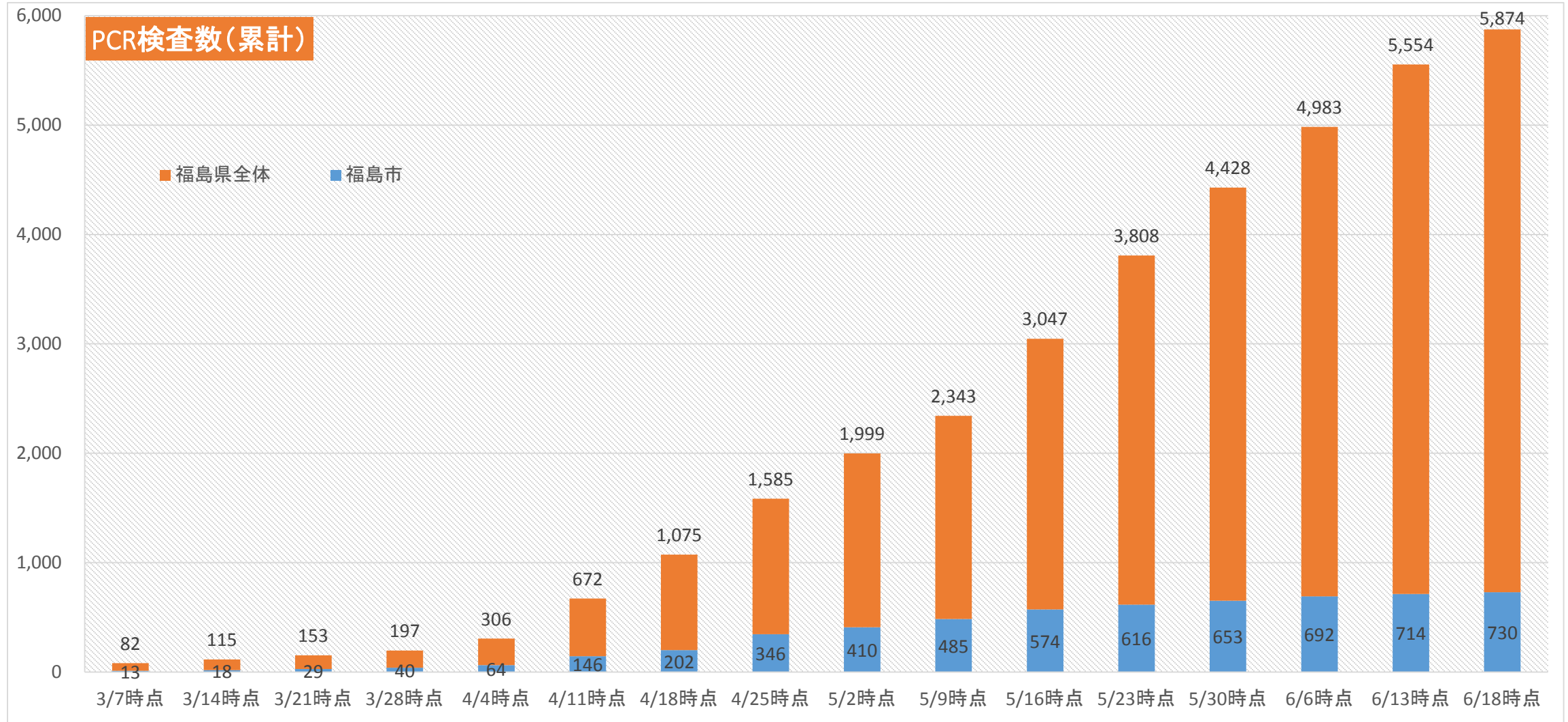
4 PCR検査状況の推移(週計)



※上記検査数に退院のための検査は含まれておりません。

福島市の検査数には福島市以外の機関(衛生検査所等)で検査した分も含みます。

4 PCR検査状況の推移(累計)

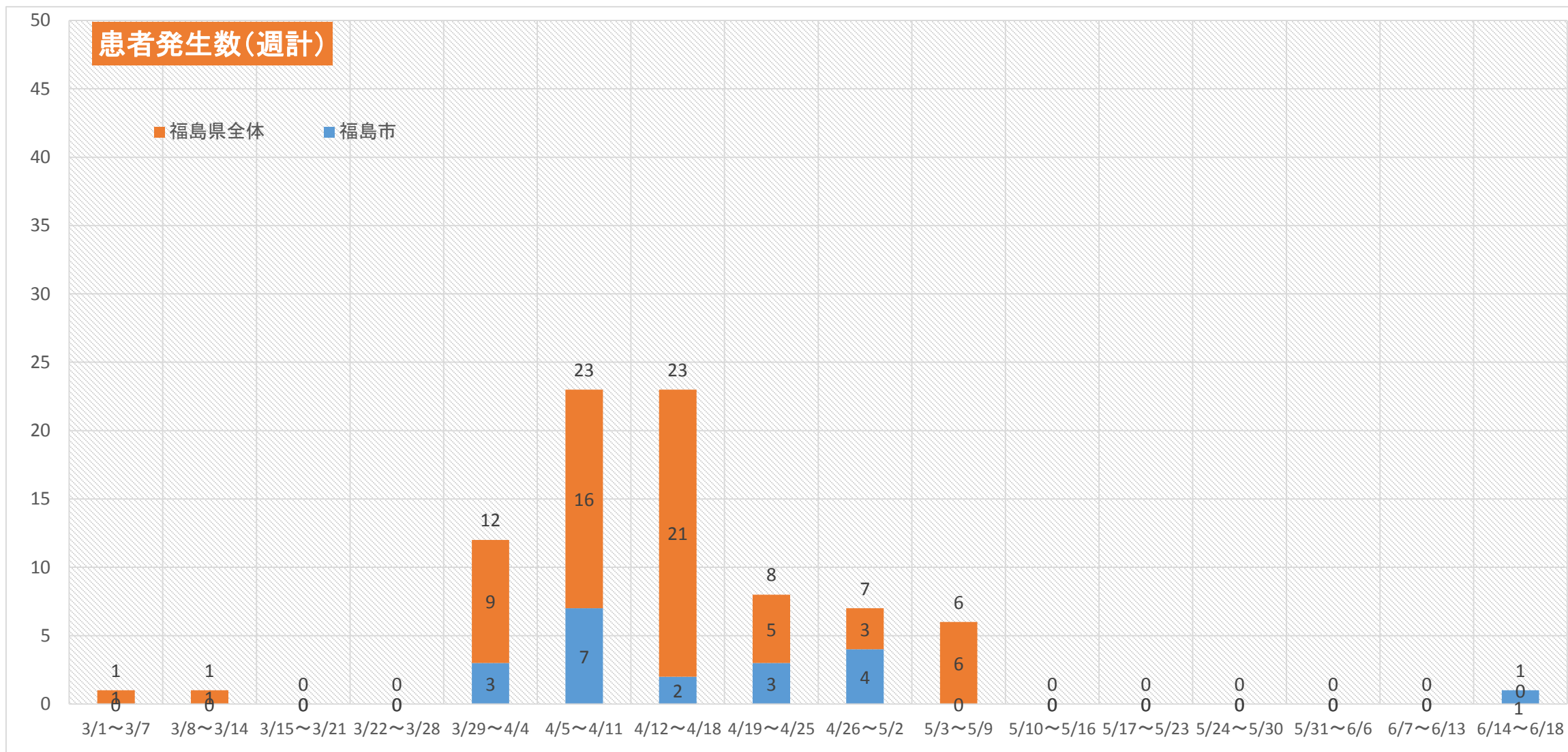


※上記検査数に退院のための検査は含まれておりません。

福島市の検査数には福島市以外の機関(衛生検査所等)で検査した分も含みます。

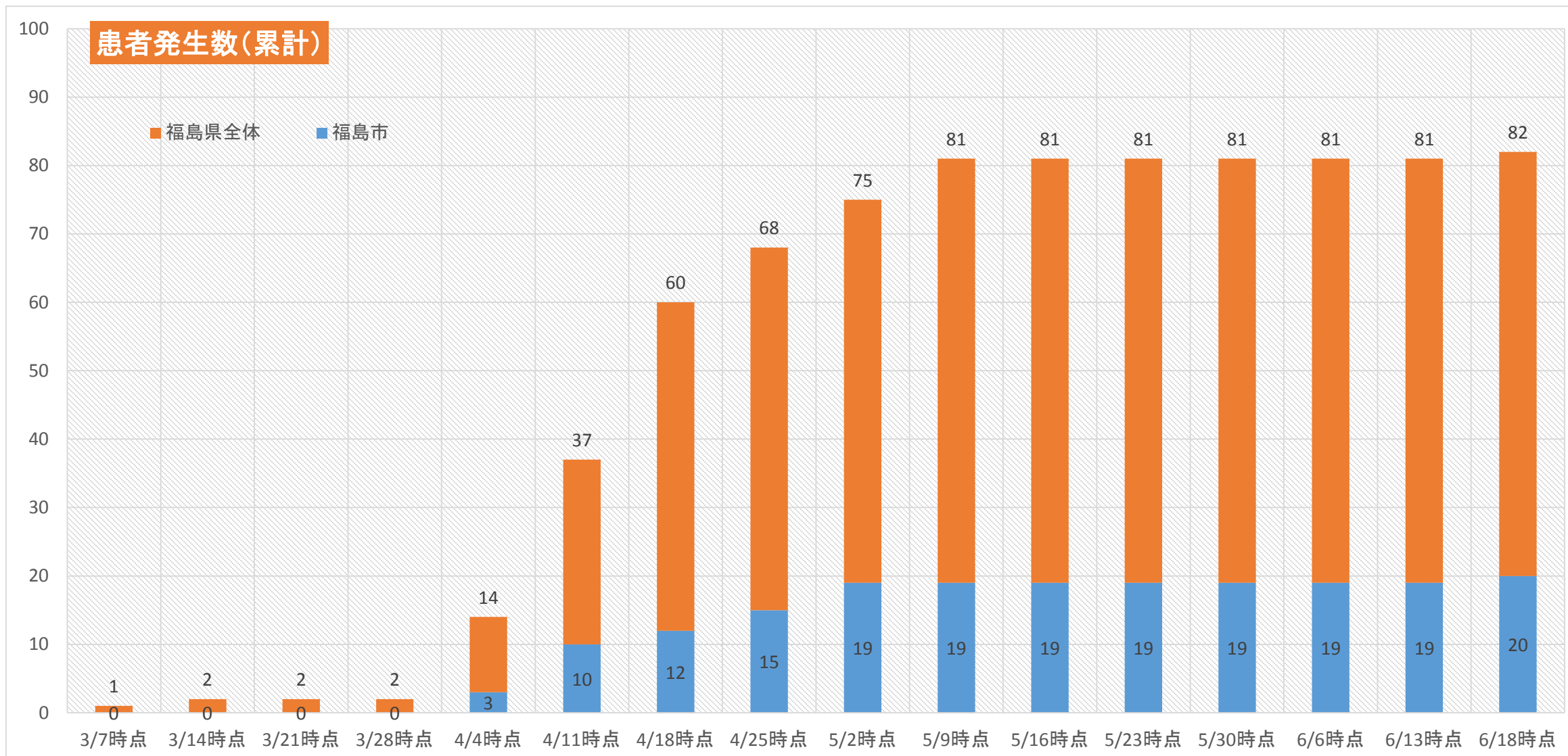
5 患者発生状況の推移(週計)

◆陽性者の発生状況



5 患者発生状況の推移(累計)

◆陽性者の発生状況



特別定額給付金(10万円/人)給付状況

健康福祉部

令和2年6月19日現在

申請種別	給付世帯数(世帯)	給付額(万円)
緊急窓口申請	949	23,910
オンライン申請	2,859	69,900
郵便申請	103,283	2,372,350
計	107,091	2,466,160

給付率(世帯割)	86.4 %
給付率(世帯人数割)	89.2 %

(参考)令和2年4月27日現在

給付対象世帯数 123,914世帯

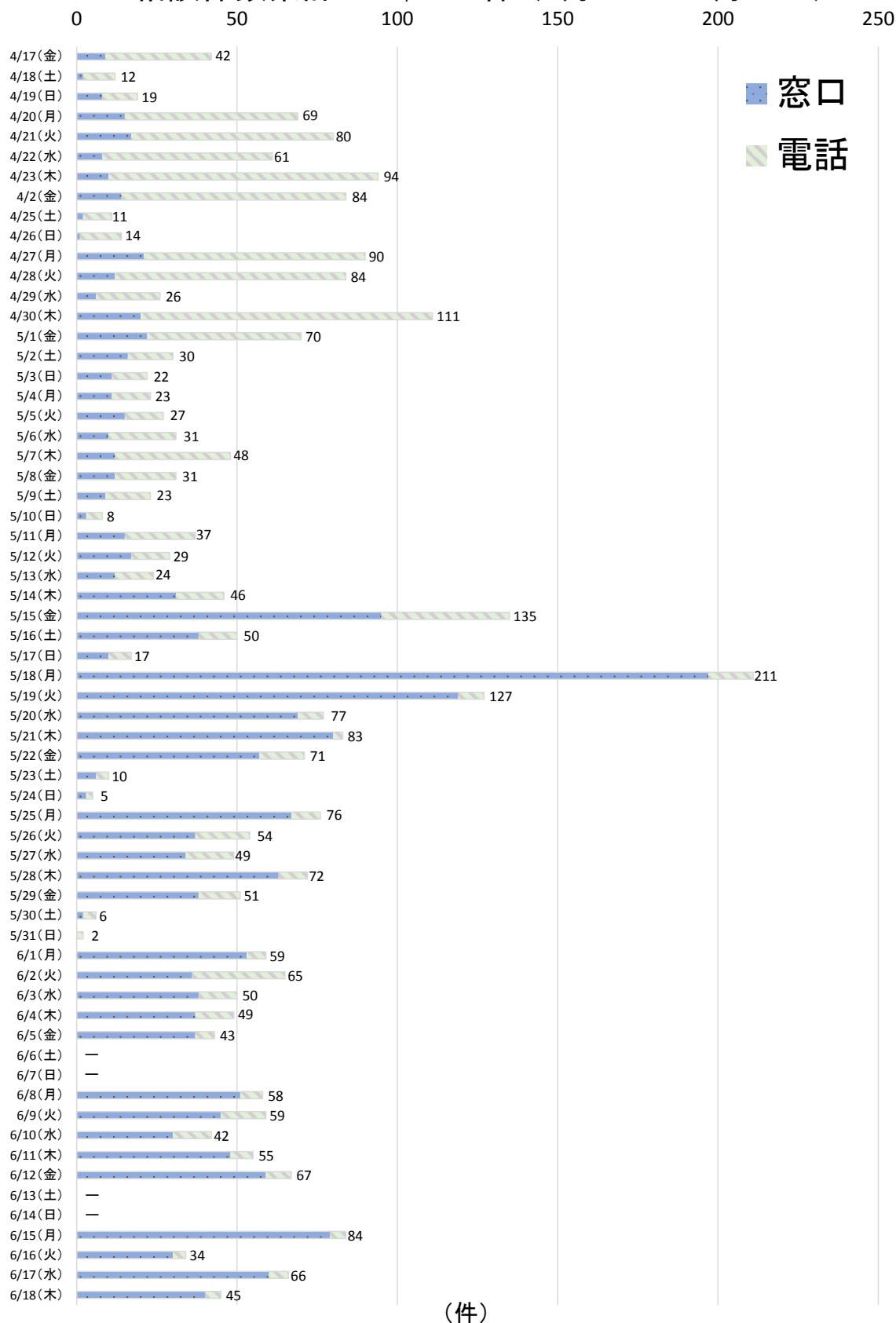
給付対象人数 276,556人

令和2年6月18日現在

申請世帯総数 118,413世帯 (95.6%)

新型コロナウイルス感染症に関する生活相談案内窓口

相談件数累計: 3,118 件 (4月17日～6月18日)



(件)

【直近の相談内容】特別定額給付金、中小企業・小規模事業者向け支援

セーフティネット申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 累計申請件数 (3/10~6/15 現在)

セーフティネット4号	1,091
セーフティネット5号	90
危機関連保証	324
計	1,505



<参考>

新融資制度創設 (利息、保証料が国県より補助されるもの)

◆福島県制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金 (実質無利子型)」

取扱期間 令和2年5月1日から12月31日受付分まで

対象者 ①個人事業主 (フリーランス含み、小規模に限る) 売上減少▲5%以上

②小・中規模事業者 売上減少▲5%以上

③小・中規模事業者 売上減少▲15%以上

融資限度 運転資金、設備資金 3,000万円

融資期間 10年以内 (うち据置5年以内)

融資利率 当初3年間無利子 (固定 年1.5%以内)

保証料率 上記①、③は全期間保証料ゼロ

上記②は、全期間保証料率1/2

※融資を受ける要件として、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証による
売り上げ減少の市町村の認定書が必要となる。

飲食店営業継続支援給付金申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 申請件数 (5/1~6/16 現在)

952件 (オンライン345件、郵送・持参607件)

(2) 給付決定件数 (5/1~6/16 現在)

914件 (オンライン332件、郵送・持参582件)

※決定率(2)/(1)=96.0%

(3) 給付件数 (6/18 までの振込分)

904件 (オンライン328件、郵送・持参576件)

※給付率(3)/(2)=98.9%

※次回振込予定日：6/19

2 制度概要

対象者 店内で消費する飲食物の提供を主たる事業とする飲食店を市内で営む
中小企業者・個人事業主

要件 ○食品衛生法第52条の規定による営業の許可を受けていること
○令和2年5月1日時点で3か月以上営業しており、今後も継続の意思
があること
○令和2年4月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること

支給額 ①テナント店舗

賃料月額 $1/2 \times 4$ か月分 (上限20万円、下限10万円)

一事業者あたり最大2店舗 40万円

②自己所有店舗

一律 10万円

一事業者あたり最大2店舗 20万円

受付期間 令和2年5月1日から7月15日

事業者営業継続支援給付金申請状況

商工観光部

1 現況

(1) 申請件数 (6/2~6/16 現在)

130件 (オンライン42件、郵送・持参88件)

(2) 給付決定件数 (6/2~6/16 現在)

89件 (オンライン29件、郵送・持参60件)

※決定率(2)/(1)=68.5%

(3) 給付件数 (6/18 までの振込分)

76件 (オンライン24件、郵送・持参52件)

※給付率(3)/(2)=85.4%

※次回振込予定日：6/19

2 制度概要

対象者 福島市に本社または主たる事業所がある中小企業者・個人事業主

要件 ○令和2年6月1日時点で営業しており、今後も継続の意思があること

○令和2年4月または5月(以下、「対象月」)の初日時点で2カ月以上
営業を継続していること

○対象月の売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少していること

○国の持続化給付金および福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止
給付金の交付を受けておらず、かつこれらの要件に該当しないこと

○福島市飲食店営業継続支援給付金の交付を受けていないこと

○「新しい生活様式」への対応など感染症防止策に取り組んでいること

支給額 一事業者につき10万円

※事業所数等にかかわらず一律10万円

受付期間 令和2年6月2日から7月15日

福島市地域公共交通支援給付金申請状況

都市政策部

1 現況

(1) 申請件数 (6/1~6/17現在)

435台 (申請) / 542台 (予定) = 80.3%

(参考)					
タクシー事業者	(申請) 13社	34個人	総計 331台	=81.1%	
	(予定) 19社	44個人	総計 408台		
貸切バス等事業者	(申請) 9社		総計 104台	=77.6%	
	(予定) 14社		総計 134台		

2 制度概要

対象者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般旅客自動車運送事業を営む交通事業者で、以下の要件を満たす方。

- 要件**
- 道路運送法第4条第1項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又はその両方の許可を受けていること（タクシー、貸切バス）
 - 令和2年5月1日時点で3ヶ月以上営業しており、今後も継続意思があること
 - 令和2年4月（1ヶ月間）の売上高が平成31年4月（1ヶ月間）に比べて50%以上減少していること

支給額 一車両につき一律3万円

受付期間 令和2年6月1日から令和2年7月31日